

県外在住で
UIターンを
ご検討中の方

短期就業体験に伴う費用を助成します！

西ノ島町 UI ターン検討者短期就業体験支援事業

西ノ島町では、県外在住者の UI ターンの促進と町内企業の人材確保を図ることを目的に、短期就業体験に伴う費用を助成する事業を創設いたしました。

県外在住者で西ノ島町にて短期就業体験を検討されている方やそのような方の受け入れを実施する予定の企業・事業所等は本事業活用をご検討ください。

制度概要

UIターンの促進と町内企業の人材確保を図るため、県外在住者が西ノ島町内の企業で就業体験（インターンシップ）等をする場合、旅費・滞在経費等の一部を支援

対象者

島根県以外に居住している者（学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校（大学に置く大学院及び短期大学を含む。）並びに専修学校に在籍する者を除く。）

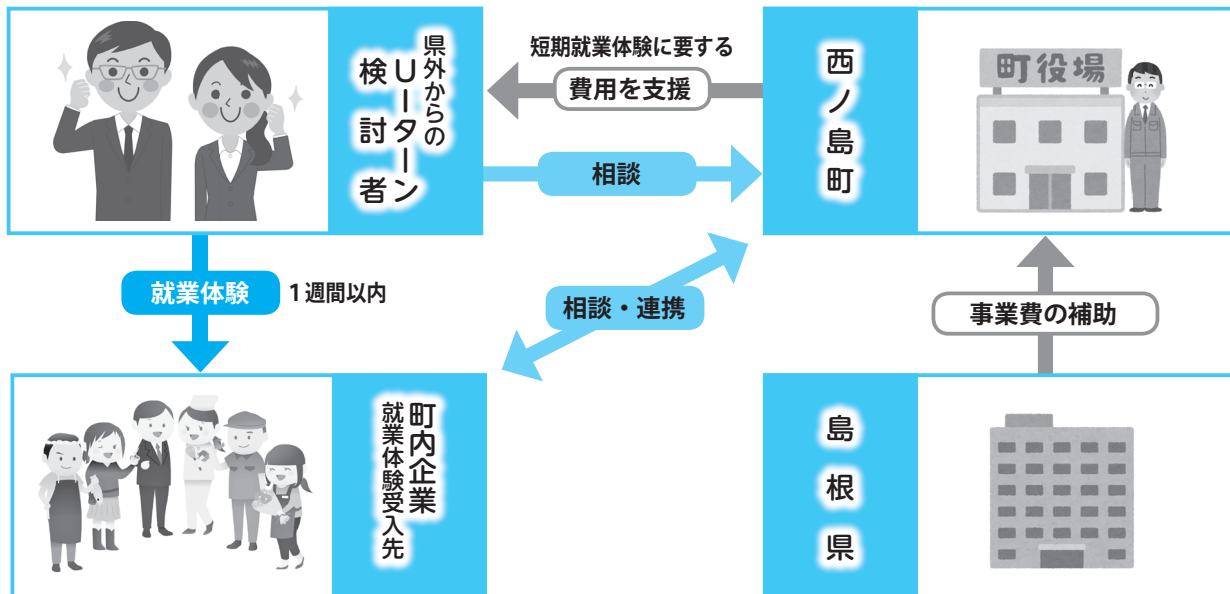
補助対象経費及び補助率

補助対象経費		補助率
交通費	県外在住者が町内企業への就職を目的として短期就業体験に参加するにあたり、当該県外在住者の住所から目的地との往復の移動及び目的地が2箇所以上ある場合における目的地間の移動に要した交通費 ①鉄道賃 ②航空賃 ③バス料金 ④船賃 ⑤車賃	3/4
宿泊費	県外在住者が短期就業体験に参加するために宿泊が必要な場合における宿泊料（宿泊料に宿泊先が提供する夕朝食に相当する料金が含まれる場合における当該料金を含む。以下同じ。）の実費に相当する部分とし、1泊あたりの宿泊料の上限を9,800円とする。	

短期就業体験とは…
町内に所在する企業等に、1週間の範囲内で行う就業体験、業務体験その他の県外在住者が当該町内企業の仕事を体感し、理解を高めてもらうための取組です。



事業のイメージ



お問い合わせ先：西ノ島町役場 観光定住課（電話：08514 - 7 - 8131）